

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 五所川原地区消防事務組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	—%
全職員	87.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	—%
本庁課長補佐相当職	—%
本庁係長相当職	—%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—%
31～35年	—%
26～30年	—%
21～25年	—%
16～20年	—%
11～15年	—%
6～10年	99.8%
1～5年	98.4%

【説明欄】

- ※1 令和8年3月31日時点における任期の定めのない常勤職員のうち、女性職員の割合は2.9%であり、勤務年数10年以上の職員が7割を占めており、この層の職員は相対的に給与水準が低い傾向にあり、それが当該数値に影響を与えている。
- ※2 現時点では役職に相当する職員が存在しない。
- ※3 扶養手当は、世帯主である男性に支給されるケースが多く、受給者の98.8%が男性となっているため、この支給の偏りが主な要因となり、男女の給与格差を生じさせている。
- ※4 女性職員がいない、または女性職員が1名のため、特定の職員の給与が推測し得る項目については「—」と記載している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。